

2023年9月1日より

初めて映倫審査を申請される場合は、
基本的に審査料は銀行振込の前払いとなります。
振込み手数料は申請者のご負担でお願い致します。

なお、2回目以降の申請の場合、従来通り審査料は映倫審査が終了した後のお支払いとなります。

初めての審査手順

①映倫が「映倫審査申込書」を受領して審査は開始となります。

所定の「映倫審査申込書」(日本映画)に脚本3冊を添えて提出してください。

*ドキュメンタリーなど台本がない場合はシノプシスや参考資料等を添えて提出。

②「映倫番号」を発番します。

「映倫番号」は、日本映画は6桁(中・短篇は5桁)になります。

*映倫では上映時間が55分以上のものを長篇としております。

③脚本の検討。

“「映倫審査申請書」の希望区分と作品の間に相違があるかもしれない”など、

懸念がある場合は、申請者より要請があれば、脚本段階での事前協議をすることができます。

④本篇審査用・上映素材の提出。完成版の上映時間の申告。(審査料の確定)

審査料は本篇の上映時間に基づき確定します。

映倫の試写室等にて本審査する場合は上映素材(DCP、ブルーレイ、DVD等)を提出していただき、上映時間から審査料を算出します。本審査が製作、配給側で用意された試写室の場合は事前に上映時間を申告していただき審査料を算出します。なお、審査料を算出する際に上映時間の秒数は切り捨てとします。申請料の請求後に上映時間が延びた場合は、審査料を追加請求させていただきます。

「劇場公開が迫っているので、すぐに審査してほしい」などの申し出に、対応が困難な場合も想定されますので、早めの申請、早めの上映素材の提出、早めの上映時間の申告をお願いします。

⑤審査料の「請求書」を発行。

初めて映倫審査を申請された場合、審査料は前払いとなります

⑥審査料の入金を確認後に、審査スケジュールを調整し、本審査へ。

⑦本審査(本篇の「区分」および指定理由を判定)

*本篇と併せて題名・副題も審査します。

審査が終了して作品の区分が決まった本篇には「映倫マーク」を必ず使用してください。

(本篇での「区分マーク」の使用は必須ではありません)

*内容が同じ2D版と3D版がある場合などは映倫にご相談ください。

⑧「区分指定書」と「審査終了証」を発行。

なお、「映倫審査申請書」に記載した「題名」が変更になった場合は、速やかに映倫にご連絡ください。

2回目以降の映倫審査からは、

本審査終了後に「区分指定書」と「請求書」を発行し、入金確認後に「審査終了証」を発行します。

2023年9月1日より

初めて映倫審査を申請される場合は、

基本的に審査料は銀行振込の前払いとなります。

振込み手数料は申請者のご負担でお願い致します。

なお、2回目以降の申請の場合、従来通り審査料は映倫審査が終了した後のお支払いとなります。

初めての審査手順

①映倫が「映倫審査申込書」を受領して審査は開始となります。

「劇場公開が迫っているので、すぐに審査してほしい」などの申し出に、対応が困難な場合も想定されますので、早めの申請をお願いいたします。所定の「映倫審査申込書」(外国映画)に参考資料を添えて提出してください。

②「映倫番号」を発番します。

「映倫番号」は、外国映画は5桁(中・短篇も5桁)になります。

*映倫では上映時間が55分以上のものを長篇としております。

③作品により内審査をおこないます。

字幕初号による本審査前に、宣伝上、早めに区分を知りたい等、申請者により

要請があれば本篇や該当箇所など(字幕末了を含む)内審査を行うことができます。

④本審査用・上映素材の提出。完成版の上映時間の申告。(審査料の確定)

審査料は本篇の上映時間に基づき確定します。

映倫の試写室等にて本審査する場合は上映素材(DCP、ブルーレイ、DVD等)を提出していただき、上映時間から審査料を算出します。本審査が製作、配給側で用意された試写室の場合は事前に上映時間を申告していただき審査料を算出します。なお、審査料を算出する際に上映時間の秒数は切り捨てとします。申請料の請求後に上映時間が延びた場合は、審査料を追加請求させていただきます。

「劇場公開が迫っているので、すぐに審査してほしい」などの申し出に、対応が困難な場合も想定されますので、早めの申請、早めの上映素材の提出、早めの上映時間の申告をお願いします。

⑤審査料の「請求書」を発行。

初めて映倫審査を申請された場合、審査料は前払いとなります。

⑥審査料の入金を確認後に、審査のスケジュールを調整し、本審査へ。

⑦本審査(本篇の「区分」および指定理由を判定)

*本篇と併せて題名・副題も審査します。

審査が終了して作品の区分が決まった本篇には「映倫マーク」を必ず使用してください。

(本篇での「区分マーク」の使用は必須ではありません)

*内容が同じ2D版と3D版がある場合などは映倫にご相談ください。

⑧「区分指定書」と「審査終了証」を発行。

なお、「映倫審査申請書」に記載した「題名」が変更になった場合は、速やかに映倫にご連絡ください。

2回目以降の映倫審査からは、

本審査終了後に「区分指定書」と「請求書」を発行し、入金確認後に「審査終了証」を発行します。

初めて映倫審査を申請される場合は、
基本的に審査料は銀行振込の前払いとなります。
振込み手数料は申請者のご負担でお願い致します。

なお、2回目以降の申請の場合、従来通り審査料は映倫審査が終了した後のお支払いとなります。

初めての審査手順

基本宣材となるポスターやチラシの完成前の色校正等で審査します。
「宣材番号」は5桁。末尾には「-A」が付きます。

①ポスターやチラシのデータと「映倫審査申込書(ポスター)」をメール添付にて提出してください。
あるいは、ポスターやチラシの色校正等に「映倫審査申込書(ポスター)」を添えて提出してください。

②審査料の「請求書」を発行。

初めて映倫審査を申請された場合、審査料は前払いとなります。

③審査料の入金確認後に、基本宣材審査。

*審査の対象となるのは絵柄・題名・コピーです。(ビーリング・チラシ裏の文章などは審査対象ではありません)

④審査後、「宣材番号」の発番をもって終了。(本篇用の映倫番号とは異なります)

基本宣材(ポスター等)には「宣材マーク」を必ず使用してください。

観客に作品の「区分」を承知するために、本篇の審査が終了して作品の「区分」が決定後に制作する基本宣材(ポスター等)に「区分マーク」を必ず使用してください。ただし、本篇審査前に制作する宣材(ティーザー・ポスター等)には「区分マーク」は使用できません。

2回目以降の映倫審査からは、
宣材審査をして「宣材番号」を発番した後に「請求書」を発行。
審査料の入金をもって審査終了となります。

予告篇・特報の審査について(審査料は無料)

本篇の「映倫審査申込書」を受理して
映倫が発番した「映倫番号」を取得していることが予告篇審査の前提となります。

予告篇審査のスケジュールを調整

組み上がった予告編や特報のデータ等で審査します。

予告編審査終了後、予告篇を完成させる際には「映倫マーク(予告用)」を必ず使用してください。予告篇の「映倫番号」は本篇で発番された「映倫番号」と共通ですが、「映倫番号」の末尾に「-T」が付きます。

*映画館で上映される予告篇や特報は、年少者も含む幅広い観客が何ら予備知識なく観覧することから、本篇の区分にかかわらず、すべて「G」区分の範囲内で制作してください。(「G」区分の範囲を超える恐れがある描写や台詞、字幕等が含まれる懸念がある場合は、申請者の要請または映倫の審査員の判断により内審査も可能です)。

*本篇審査が終了した作品の「区分」が決定後に制作する予告篇には、「区分マーク」を必ず使用してください。